



鳥取県公報

平成 30 年 4 月 6 日 (金)
第 8 9 9 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (242) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (243) (〃) 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (244) (〃) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (245) (〃) 3
	生活保護法による施術者の指定 (246) (〃) 4
	家畜検査手数料の徴収事務の委託 (247) (畜産課) 4
	地域森林計画の変更 (2件) (248・249) (林政企画課) 4
	土地改良区の役員の就任 (2件) (250・251) (中部総合事務所農林局) 5
	土地改良区の役員の就退任 (252) (〃) 5
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (253) (西部総合事務所福祉保健局) 6
◇ 公 告	少年指導委員の委嘱 (警察本部少年課) 7

告 示

鳥取県告示第242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
新通り歯科クリニック	鳥取市国府町新通り三丁目301-1	平成30年2月1日

鳥取県告示第243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
桑名歯科医院	倉吉市宮川町177	平成30年1月19日

鳥取県告示第244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、介護予防事業及び居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
有限会社ホームケアアイム	倉吉市明治町1037-4	有限会社ホームケアアイム	倉吉市明治町1037-4	訪問介護	平成29年5月1日
〃	〃	〃	〃	福祉用具貸与	〃
社会福祉法人米子市社会福	米子市錦町一丁目139-3	米子市中央老人デイサービスセンター	米子市錦町一丁目139-3	通所介護	平成29年6月30日

社協議会					
有限会社エフエムエルサービス	鳥取市秋里923-7	アイ・プラス薬局	鳥取市上魚町14-5	居宅療養管理指導	平成29年12月31日
國森 英津子	鳥取市東今在家123-30	あかつき薬局	鳥取市湖山町南三丁目301-2	〃	平成30年1月10日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
有限会社ホームケアアイム	倉吉市明治町1037-4	有限会社ホームケアアイム	倉吉市明治町1037-4	介護予防訪問介護	平成29年5月1日
〃	〃	〃	〃	介護予防福祉用具貸与	〃
合同会社健康塾	米子市上福原三丁目13-24	デイサービスセンター健康塾	米子市上福原三丁目13-24	介護予防通所介護	平成29年7月31日
有限会社エフエムエルサービス	鳥取市秋里923-7	アイ・プラス薬局	鳥取市上魚町14-5	介護予防居宅療養管理指導	平成29年12月31日
國森 英津子	鳥取市東今在家123-30	あかつき薬局	鳥取市湖山町南三丁目301-2	〃	平成30年1月10日

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
有限会社ホームケアアイム	倉吉市明治町1037-4	有限会社ホームケアアイム介護支援センター	倉吉市明治町1037-4	平成29年5月1日
株式会社エスペランサ	米子市両三柳4596-4	ケアセンターありがとう	米子市両三柳4596-4	平成29年9月30日

鳥取県告示第245号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社アド調剤薬局	米子市東町192	リブ調剤薬局	米子市旗ヶ崎五丁目16-14	居宅療養管理指導	平成30年3月19日
株式会社の	鳥取市気高町二	地域生活援助はう	鳥取市気高町勝見	通所介護	平成30年4月

どか	本木41	す のどか	843-172		1日
----	------	-------	---------	--	----

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社ア ド調剤薬局	米子市東町192	リブ調剤薬局	米子市旗ヶ崎五丁 目16-14	介護予防居宅 療養管理指導	平成30年3月 19日

鳥取県告示第246号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	施術所の名称	所在地	指定年月日
松田 拓馬	美療整骨	米子市末広町311	平成30年4月1日

鳥取県告示第247号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、家畜検査手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

大山乳業農業協同組合、鳥取いなば農業協同組合、鳥取中央農業協同組合及び鳥取西部農業協同組合

2 委託した家畜検査手数料

次に掲げる検査に係る手数料のうち、1に掲げる農業協同組合の組合員から徴収するもの

- (1) 平成30年2月27日付鳥取県告示第98号で命じた検査のうち、結核病、ヨーネ病及び牛ウイルス性下痢・粘膜病（鳥取西部農業協同組合にあつては、ヨーネ病に限る。）の検査
- (2) 大山乳業農業協同組合にあつては、鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例（昭和47年鳥取県条例第9号）第3条第1項に掲げる業務として行う検査

3 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

鳥取県告示第248号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により告示する。

平成30年4月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第249号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により告示する。

平成30年4月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第250号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年4月6日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

就任した役員の氏名及び住所

理 事 名 和 修 倉吉市穴沢65

平成30年3月17日就任 任期 平成33年3月31日まで

鳥取県告示第251号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年4月6日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

就任した役員の氏名及び住所

監 事 馬 西 秀 徳 倉吉市鴨河内1105-2

平成30年3月23日就任 任期 平成32年7月31日まで

鳥取県告示第252号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり久米土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年4月6日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 脇 優 倉吉市三江168

〃 大 田 泰 弘 倉吉市大立739

〃 楠 本 正 壽 倉吉市服部605

〃 池 本 宏 之 倉吉市福光428

〃 石 原 穰 倉吉市三江545-2

〃 山 根 哲 邦 倉吉市河来見581

〃 松 島 博 文 倉吉市福本125

〃 岩 本 廣 明 倉吉市横田118-3

〃 藤 井 覚 倉吉市尾田180

〃 細 田 利 春 倉吉市岡95-1

〃 山 部 秀 樹 倉吉市椋波282-1

〃 蒔 田 力 雄 倉吉市福積334

〃 藤 井 篤 志 倉吉市上福田290

〃 上 口 克 頼 倉吉市上米積394-2

〃 松 井 利 之 倉吉市桜452

監 事 坂 本 襄 倉吉市服部632

〃 河 本 良 一 倉吉市横田84

〃 池 田 勇 倉吉市三江144-4

平成30年3月18日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	山 脇 優	倉吉市三江168
〃	大 田 泰 弘	倉吉市大立739
〃	馬 場 克 之	倉吉市服部218
〃	藤 井 覚	倉吉市尾田180
〃	細 田 利 春	倉吉市岡95-1
〃	杉 本 孝 徳	倉吉市河来見575
〃	蒔 田 力 雄	倉吉市福積334
〃	池 本 宏 之	倉吉市福光428
〃	上 口 克 頼	倉吉市上米積394-2
〃	松 島 博 文	倉吉市福本125
〃	石 原 穰	倉吉市三江545-2
〃	山 部 秀 樹	倉吉市棕波282-1
〃	河 本 良 一	倉吉市横田84
〃	松 井 利 之	倉吉市桜452
監事	池 田 勇	倉吉市三江144-4
〃	松 本 秀 樹	倉吉市横田671
〃	福 有 操	倉吉市上大立284

平成30年3月19日就任 任期4年

鳥取県告示第253号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月6日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ミシマ	米子市灘町一丁目105	ヘルパーステーションりんどうの郷	米子市西福原三丁目7-30	居宅介護、重度訪問介護	平成30年4月1日
ティーアンドディー有限会社	米子市祇園町二丁目242-82	さかい孫の手	境港市夕日ヶ丘二丁目88	生活介護	〃
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野2259-43	えがお	西伯郡南部町阿賀413-7	〃	〃
特定非営利活動法人あかり広場	米子市皆生温泉二丁目2-8	にちなんつなで	日野郡日南町生山413-2	就労継続支援A型	〃
〃	〃	〃	日野郡日南町神戸上2490-2	就労継続支援B型	〃
株式会社ラフデッサン	米子市加茂町二丁目112	F i n e 米子オフィス	米子市加茂町二丁目113	就労移行支援	平成30年4月4日

公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成30年4月6日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 少年指導委員の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域
山 根 功	鳥取市今町	鳥取駅周辺地区
高 住 洋 一	鳥取市瓦町	(鳥取市のうち東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域)
小 田 淳	倉吉市上井町	上井地区
米 田 康 行	倉吉市上井町	(倉吉市のうち上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域)
内 田 幸 治	米子市末広町	米子駅前地区 (米子市のうち明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域)
横 川 徹 也	米子市皆生新田	皆生地区
宮 崎 良 雄	米子市新開	(米子市のうち皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域)
京久野 勝 之	境港市松ヶ枝町	境港市街地区
寺 本 勤	境港市外江町	(境港市のうち元町、東本町、朝日町、末広町、中町、相生町、日ノ出町、本町、明治町、大正町、京町、松ヶ枝町及び栄町の区域)

2 少年指導委員の任期

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで（宮崎良雄にあっては、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）